

宿泊税の申告及び納入の期限の特例について

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、次の「適用の要件」を満たす場合は、申告及び納入の期限の特例（以下「特例」といいます。）の申請ができます。申請が承認されると申告及び納入の期限は年４回（６月・９月・１２月・３月）の納付となります。

● 適用の要件

- ① 申請書の提出の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から１年を経過していること。
- ② 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ③ 対象期間において町税の徴収金を滞納していないこと。
- ④ 申請書を提出した月の１２ヶ月前の月の初日までに、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。
- ⑤ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- ⑥ 申請書を提出した日の属する月の１２月間の当該施設における、宿泊税の納入すべき合計額が３６０万円以下であること。

● 特例適用までの流れ

- ・「宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書（別記様式第８号）」の提出
- ↓
- ↓
- ・「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者指定通知書（別記様式第９号）」にて通知
- ↓
- ↓
- ・特例による申告及び納入の開始

● 特例の開始

申請により特例の適用が承認された場合は、承認の通知があった時の宿泊分から対象となります。なお、この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

※特例適用後の納入スケジュールについては、「別紙 特例適用後の納付スケジュール」でご確認ください。

● 適用の取消

年度の途中に適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の３月に申告すべき分（２月宿泊税分）まで特例は適用されますが、翌年度の４月に申告すべき分（３月宿泊税分）からは特例の適用が取り消されます。